

建築協定の名称	菊南ユトリック建築協定 (西合志町須屋)						
認可申請者名	日光開発有限会社 代表取締役 後藤 一敏				認可年月日	H4. 5. 1	
協定区域の面積	62,544㎡	協定者数	6人	区画数	205	用途地域	なし
協定内容の概要	<p>〔A地区〕</p> <p>敷地規模：200㎡以上 建ぺい率：40%（街区の角で前面道路が北側の敷地50%）以下 容積率：80%以下 外壁後退：外壁・柱の面から、敷地境界線まで0.7m以上（高さ2.3m以下床面積合計5㎡以内の車庫・物置、屋根を透過性のある材料で葺いた車庫を除く） 用途：専用住宅、診療所、小規模（50㎡以下）店舗併用住宅、公共公益施設、付属する建築物（30㎡を超える車庫を除く） 高さ：10m以下 北側斜線制限：前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25mを乗じ、5mを加えたもの以下 形態・屋根：周囲の景観と調和したもの 屋根・外壁は落ち着いた色彩 囲障：生垣・パイプフェンス（コンクリートブロック塀は禁止） 屋外広告：自己用のもの（1㎡以内の面積で10m以下の高さ） 周囲の美観を損なわないもの</p> <p>〔B地区〕</p> <p>敷地規模：200㎡以上 建ぺい率：40%（街区の角で前面道路が北側の敷地50%）以下 容積率：80%以下 外壁後退：外壁・柱の面から、敷地境界線まで0.7m以上（高さ2.3m以下床面積合計5㎡以内の車庫・物置、屋根を透過性のある材料で葺いた車庫を除く） 用途：専用住宅、診療所、床面積合計300㎡以内の店舗・食堂・喫茶店・学習塾・華道教室、公共公益施設、付属する建築物（30㎡を超える車庫を除く） 高さ：10m以下 北側斜線制限：前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25mを乗じ、5mを加えたもの以下 形態・屋根：周囲の景観と調和したもの。屋根・外壁は落ち着いた色彩 囲障：生垣・パイプフェンス（コンクリートブロック塀は禁止） 屋外広告：自己用のもの（5㎡以内の面積で10m以下の高さ） 周囲の美観を損なわないもの</p>						
備考	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅地としての環境を高度に維持増進するため ●有効期間10年（自動継続） 						